

これまでにあげられた主な意見(第1回～第5回) (未定稿)

1. 世界知財システムの構築

- アジア地域における知的財産環境整備に対して、WTO の紛争解決手続きを活用し、外国がルールを尊重するようにしていくことが重要。(相澤(英)委員)
- 一国で模倣品全体を生産するのではなく、オフショアを利用するなど、模倣品・取引等の高度化が進んでおり、新たな対応が必要。(妹尾会長)
- 海外で知財権のエンフォースメントを行うにはノウハウが必要。大使館を通じた協力、大企業のノウハウを中小企業に提供するなどの取組も検討に値する。(江幡委員)
- 国際特許システムを日本がリードしているのはすばらしく、取組は評価。しかし、日本から米国への出願件数は 18 万件であるのに対して PPH 利用件数は 2600 件であり、1.3%程度と利用率が低い。(荒井委員)
- 審査の質を保ちつつ審査期間を短くすることに加えて、各国との共同審査を行うことを提案したい。(荒井委員)
- 審査期間は短くなってきているが、最終処分までの期間で言えば、日本は 62 ヶ月で、米国と欧州は 42 ヶ月である。今後は最終処分を念頭において努力を行っていく必要がある。(荒井委員)
- 世界の特許が日本を目指して入ってきて、それを日本から発信できるような、内外ユーザーが利用したくなる環境整備が必要。(佐藤委員)
- 日本の特許が安定していることが重要。(佐藤委員、佐々木委員)
- 特許も意匠ももっと日本に出願されるようにすべき。(渡部委員)
- 日本がアジア・世界の中で先進的な実績・運用をもっている。これを日本の競争力に繋げるためアジアのデファクトにならねばならない。(妹尾会長)
- PPH については、中国も対象となるように取組みを行ってほしい。(福島委員)
- 審査結果の相互承認については、取得が容易なところに最初の出願が流れ、日本の特許庁が他国の特許庁の審査結果を承認するだけという状況にならないように留意すべき。(相澤(英)委員)

- 日中韓を含めた広域的な共通特許の枠組みを考え始めるべき。(福島委員)
- 特許庁で英語で審査を行い、そのまま海外に展開できることは重要。(荒井委員、福島委員)
- 日本の審査レベルが高すぎてアジア諸国が受け入れられないようでは意味がない。(相澤(英)委員)
- 日本で英語審査を行うと日本語の特許文献の蓄積が減少する点に留意。(相澤(英)委員)
- 海外からの出願を促進することを我が国の第一の目標とすべきなのか疑問。(荒井委員)

2. 大学等の知やベンチャーの創意からグローバルな成功事例を創出

【産学連携の推進】

- 科学技術関連予算と知財関連予算の一体的推進が重要。(相澤(益)委員)
- 特許法 30 条(新規性の喪失の例外)の制度改正はぜひ進めてほしい。例外となる発表先の拡大だけでなく、例外を認める期間が、半年がいいのか 1 年がいいのかも含めて検討してほしい。(山本委員)
- 日米の大学の実施料収入の比較において、米国は 2359 億円に対して日本は 24 億円と開きがある。GDP 等を考えると日本にも十分ポテンシャルがあり、24 億を 50 倍の 1000 億円にするような方向で議論したい。(荒井委員)
- 本当に産学連携をやっているところを支援するようにしないと、施策を講じても少しずつしか進まない。(渡部委員)
- 企業によれば、新興国を含め海外の大学と共同研究をやっているとのことであり、全体的なイノベーションシステムとしては、国内に限るのではなく、産学連携でも海外にオープンにしていく必要を感じる。(渡部委員)
- 中小企業は国内の大学と組み、大企業は海外の大学とも組む、さらに教育も国際化というように、全体が完結するような絵を描かないといけない。(渡部委員)

- 「つくばイノベーションアリーナ」の各プロジェクトの出口イメージがわからない。社会インフラとして何が必要であり、そのためにどのような国プロが必要なのか、という全体像が必要。(小川委員)
- 出願フォーマットの自由化については、それに合わせて補正・分割の要件の緩和も必要。(相澤(英)委員)
- 産学連携自体が自己目的化してはならない。(妹尾会長)
- 産学連携の目的は産業に使える技術を作り出すこと。大学の研究をライセンスするという視点ではなく、共同研究で企業のニーズを呼び込むような活動にすべき。企業が最初の段階から入れば特許の取り方も変わってくる。(高柳委員)
- 産学連携については日米の大学では規制のレベルが異なることを留意すべき。米国の大学は認可法人ではないため、政府が干渉しない。(相澤(英)委員)
- 大学の退職金制度、年金制度が実態と整合しておらず、大学教員の流動性、外部資金を給与の一部に充てることの障害になっている。(渡部委員)

【大学知財本部・TLO の再編・強化】

- TLO の再編については採算性の観点が必要。(相澤(英)委員)
- 大学知財本部・TLO を再編・統合する、というのが課題であると認識。今までの施策の延長では、何ら対応していないように見える。(相澤(益)委員)
- 知財本部・TLO の再編というよりも、大学の産学連携活動の評価が重要。今は特許出願件数とロイヤリティだけ。アクションプランにつながるような評価指標が必要。(山本委員)
- TLO と知財本部の関係を見直すべき時期にきている。両者が代替関係にあれば統合すべきであり、相互補完関係にあるならば連携を強化すべき。(妹尾会長)
- 産学連携の指標については、例えば、何年までにアメリカに対してどの程度になり、何年で追い抜くといった、ベンチマークを設定すると良い。(西山委員)
- 有名大学でさえ、大学知財本部の体制は十分とはいえない。優秀な若手を身分保証して育成していくことが必要。(佐藤委員)

- 産学連携の話はどんどん細かくなっていく傾向があるが、国際競争の中で意味のあるイノベーションシステムを構築するための議論が必要。(渡部委員)

【ベンチャー企業の育成】

- 日本はベンチャー・中小企業にお金が行き渡りにくい。例えば、ハイテク製品の生産設備は陳腐化が速いので早期の減価償却を認めて税控除しやすくするなど、財務面の支援をどうするかが重要。(相澤(英)委員)
- ベンチャー企業と中小企業を一括りにして議論しているが、ベンチャーと中小企業の支援は違う。特徴にあわせて支援策を検討すべき。(佐藤委員)
- ベンチャー・中小企業と大企業の間の中堅企業があり、海外展開の観点では中堅企業の扱いも重要。(妹尾会長)
- 米国は、SBIR を行うとともに 1980 年代に産業構造の改革を行った。SBIR だけでなく、全体像についても論点整理に入れるべき。(小川委員)
- ベンチャー振興は重要。知財と金融が結びついた領域における知財仲介ビジネスの育成が必要。(岸委員)
- 審査の短縮も重要であるが、ベンチャーの活性化のためには、一度特許になったものは潰れにくいようにする必要がある。(佐々木委員)
- 少し広い目で見ると、M&Aで大企業に買ってもらえれば、中小企業(特にベンチャー企業)はまた新しいことができる。そういうことも含めて全体としてイノベーションが進んだほうが良い。(相澤(英)委員)

3. 中小企業等が知的財産を活用して世界に通用する事業を創出

【費用負担の軽減】

- 弁理士費用や人件費が、出願料や審査請求料よりも負担が大きい。(出雲委員)
- 特許パック料金制度のような、手続と料金両面において便利なものを作ってほしい。手続を簡素にし、特許庁・弁理士に支払う料金を一括するとどのくらいになるのか明らか

にし、さらにその料金を割安にすれば、ベンチャーや中小企業が特許制度を活用するようになる。(荒井委員)

- パック料金制度については、特許出願の案件ごとに負荷が異なるので、一律に適用することは難しい。(佐藤委員)
- パック料金は、本来弁理士や弁護士が多様なサービスの一つとして提供すべきもの。(妹尾会長、相澤(英)委員)
- 特許出願に関して、結局幾ら掛かるかが明示されていて、その総額に対して2分の1補助しますという予見性があると、もっと特許として権利を確保しようとする経営者が増えてくる。(出雲委員)
- 現在の特許取得に関する減免制度は、赤字企業でないと使えない、減免額が少ない、手続きが煩雑、等の問題がある。減免制度については、アメリカのスマールエンティティ制度と同様に、中小企業が一律に享受できるようにすべきである。(荒井委員)

【ワンストップ相談窓口】

- ワンストップサービスの方向性には大賛成だが、現在は単なる相談窓口に過ぎない。その場で問題を解決できるような、効果的で使いやすいものにしていただきたい。(荒井委員)
- 中小企業の海外展開は、今や必須。しかし、中小企業に良いシーズがあっても海外展開をアドバイスできる機関がない。(佐藤委員)
- 権利取得とノウハウ秘匿とを使い分けてアドバイスすることが重要。(妹尾会長)
- 東京都では、中小企業振興公社というワンストップの部門で開発から知財までトータルに支援できているという点が重要。(佐藤委員)
- 政府としては、東京都をモデルとして他の都道府県に展開すると同時に、受け皿になっている各自治体の状況に見合った形の支援策を考えていただきたい。(荒井委員、佐藤委員)

4. 知的財産戦略を支える人材の育成・確保、イノベーションを加速するインフラ整備

【人材の育成・確保】

- ワンストップサービスを推進する人材が必要。人材をしっかり育成してほしい。(佐藤委員)
- 知財を事業戦略やビジネスに生かせる人材を育成すべき。(小川委員)
- 標準化だけを考えている者は評価されないかも知れないが、逆に、企業では、事業に資する標準化に貢献した者を評価している。(福島委員)
- 国際競争力を高める観点から、先進的な人材としてグローバルで活躍できる人材が必要。(上條委員)
- デザイン人材の流出は問題。(妹尾会長)
- 知財マネジメント人材を育成する人材に問題があるのではないか。(高柳委員)
- 弁理士や弁護士などの知的財産専門人材の見直しも含め、2006年に策定した人材育成総合戦略の見直しが必要。(佐藤委員、渡部委員)
- アジアの知財人材を考えた場合に、英語教育が重要。(渡部委員)
- 知的財産を権利化するか、標準化するか、契約化するかを含めた知財マネジメントを行える人材の育成が必要。(妹尾会長)
- 国際標準獲得のための交渉人材も重要であるが、ビジネスモデル、標準と知財とをあわせて考えられる人材も重要。(上條委員)
- 人材育成についてだが、いくら標準化人材を育てて標準をとっても事業・産業では負けるということがある。産業と標準を結びつける人材まで育成しないと標準人材が活かせない。(妹尾会長)

【営業秘密】

- 退職者等の人を通じた技術流出が指摘されている。退職者等に対する雇用の観点から検討することも一考。また、M&Aを通じて、技術を有する企業が外国企業に買収されることによる技術流出も指摘されている。(江幡委員)
- これまで営業秘密の範囲を抽象的に特定していたことが反省点になるのだろう。どこま

でが営業秘密で、どこからが自分の知識かがわからなくなっている。(江幡委員)

- データを持ち出すなどとは言えるが、頭の中の情報を使うことは、これとこれはダメというようにきちんと特定しない限り、止めることは難しい。(相澤(英)委員)
- 個人の職業選択の自由の問題や、個人の頭にある情報が営業秘密かという問題もある。(三尾本部員)
- ICT分野では、最近、残留情報規定の話がある。秘密保持契約を結んでいる相互の従業員に対して、頭の中に残った情報を自由に使っていいという条項が入ってきている。それによって、日本の技術が抜き取られている。(久多良木委員)
- ヒトを通じた技術流出は罪の意識が低いことが問題。キャンペーンを行って、徹底的に周知を行うことが必要。(高柳委員)
- 大学と企業の共同研究において、学生が営業秘密を漏らしてしまう場合があり問題。(出雲委員)
- 米国には経済スパイ法、中国・韓国も不競法以外の強烈な法律がある。日本はドイツ法をベースにしているからか、そのような法律が存在しない。(岸委員)

【イノベーションを加速するインフラ整備】

- 各国特許庁の資料や科学技術文献等へのアクセスの向上が必要。(佐々木委員)
- 知財マネジメントにより知財をビジネスに結び付けることが重要。(高柳委員)
- 当然対抗制度の導入は、ローマ法以来の大原則を変更するという意味で、画期的なものと言える。(大淵委員)
- 権利の安定性向上のために、ダブルトラックの見直しを検討すべき。米国のように有効推定規定を入れてはどうか。(荒井委員)
- 意匠と技術の融合が進んでおり、これを適切に保護することが重要。(妹尾会長)

5. 国際標準化戦略

- (アジアとの連携について)マレーシアやインドネシアなど後発開発途上国に対象を広くとって、日本のプレゼンスをあげるべき。(相澤(英)委員)
- 国内で標準を固めてアジアに輸出するのがこれまでのやり方だったが、最初からアジアと協同して標準化し国際的にリーダーシップをとるように各省の方針が変わってきたことを確認できた。(妹尾会長)
- 社会インフラに係る標準化は非常に重要。一方で、様々な要素技術をシステム化する場合、要素技術が複数企業間に散らばっていると標準化まで大変なプロセスになる。更に、海外企業も巻き込まないと国際標準は取れないのではないか。(相澤(益)委員)
- 公正に評価するために、新たな試験方法に関する支援を是非行ってほしい。(上條委員)
- 企業においては、事業戦略があってその中で標準化戦略や知的財産戦略があるべき、そうしないと今後は世界で勝っていけない。(小川委員)

6. その他

- 専門調査会の議論に十分反映するため、早期のヒアリングや意見募集を図ることが重要。(上條委員)
- 特許特別会計は出願人や権利者の手数料であり、他の目的に利用されるということないようにすべき。(相澤(英)委員)
- 特許権の取得だけでなく、特許権を活用するところまで特許特別会計の費用を使わないと、産業政策としての目的を達成できない。特許特別会計の用途は審査と審判に限定されないようにしてほしい。(佐藤委員)
- 提言や骨子にスピード感を出してほしい。(佐々木委員、荒井委員)

以上